

# 国立産業財産機関 (ブラジル) (指定官庁又は選択官庁)

## 目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手数料	附属書 BR. I
様式F Q003 (国内段階移行用PCT様式)	附属書 BR. II
委任状	附属書 BR. III
様式F Q002 (一般手続申請様式)	附属書 BR. IV
様式F Q009 (優先審査請求)	附属書 BR. V
様式F Q013 (グリーン特許プログラム請求)	附属書 BR. VI
様式F Q015 (特許審査ハイウェイプロジェクト参加請求)	附属書 BR. VII

略語のリスト

国内官庁：	国立産業財産機関 (ブラジル)
I P L：	1996年5月14日の工業所有権法 (産業財産権法) 第9279/96号
I N：	2013年12月4日の規範指針第30/13号及び第31/13号 2020年6月26日の規範指針第2/20号
R e s：	2013年6月16日の決議第94/13号 2013年10月15日の決議第113/13号 2019年10月2日の決議第251/19号 2019年11月12日の決議第253/19号
O r d：	2020年8月12日の政令第302/20号 2021年3月29日の政令第22/21号及び第23/21号 2021年8月23日の政令第39/21号 2021年12月15日の政令第54/21号及び第55/21号 2022年6月20日の政令第48/22号

指定（又は選択）官庁 BR	国立産業財産機関 (ブラジル) 国内段階に入るための要件の概要	概要 BR
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」及び「故意ではない」の基準に基づき権利回復を認める	
回復手数料	BRL 90 (オンライン) BRL 135 (紙形式)	
要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>1</sup>	ポルトガル語	
要求される翻訳文 <sup>1</sup>	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認める。規範指針第30/13号に基づき、カラー若しくはグレースケールの図面又は写真が認められる。凹版印刷構造などの写真の複製物、又は電子ソフトウェアによって生成された立体画像は、その複製物が明確であり、発明の更に良好な理解を可能とする限りにおいて認められる。	

[次頁に続く]

<sup>1</sup> PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に、少なくとも明細書又は請求の範囲の翻訳文を提出しなければならない。提出されなかった部分については、通知で指定する期間内に提出しなければならない。

BR	国立産業財産機関（ブラジル）（続き）	BR
国内手数料	通貨：ブラジル・レアル（BRL） 特許 <sup>2</sup> ： 出願手数料 <sup>3</sup> …… BRL 175（オンライン）；260（紙形式） <sup>5</sup> 第1回目の年金 <sup>4</sup> … BRL 295（オンライン） 実用新案 <sup>2</sup> ： 出願手数料 <sup>3</sup> …… BRL 175（オンライン）；260（紙形式） <sup>5</sup> 第1回目の年金 <sup>4</sup> … BRL 200（オンライン）	
国内手数料の免除，減額又は払戻し	なし	
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2）	国際出願日の後に出願人の名称変更があったが国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）に当該変更が反映されていなかった場合には，譲渡証書 <sup>6</sup> 優先権書類提出証明書又は出願の特定許可の申立のポルトガル語による翻訳文 <sup>7</sup> 出願人がブラジルに居住していない場合には，代理人の選任 <sup>6</sup>	
誰が代理人として行為できるか？	ブラジルに居住している自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認めない	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認めない	

2 この手数料は，自然人，中小企業，協同組合，学術機関，非営利組織又は公的機関による国際出願の場合には60%減額される。詳細については，国立産業財産機関（ブラジル）の2019年10月2日の公式決議第251/19号，及び2021年3月29日の政令第23号を参照。

3 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

4 この手数料は，国際出願日から24か月の満了から3か月以内に支払い，PCT第39条(1)が適用される場合であって，国内段階へ移行した日から3か月が国際出願日から24か月の満了から3か月以内より遅く満了する場合は，国内段階へ移行した日から3か月以内に支払う。この手数料は，所定の期間内に支払われなければ2倍額となる。

5 紙形式での国内段階移行書面の提出は，郵送による受取の場合に限り認められる。詳細については，2019年11月13日の国立産業財産機関（ブラジル）の公式決議第253/19号及び2021年3月29日の政令第22/21号を参照。

6 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了から60日以内に提出しなければならない。

7 関連する発明の特許性を決定することに優先権主張の有効性が関与している場合のみ。